

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項第一号（同規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき国土交通大臣が定める要件

（平成二十五年十月二十九日）

（国土交通省告示第千五十六号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第五条第一項第一号（同規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国土交通大臣が定める要件を次のように定める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項第一号（同規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき国土交通大臣が定める要件

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項第一号（同規則附則第三条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣が定める要件は、耐震診断に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者及び耐震診断に関し建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項各号に該当し、同項の規定により一級建築士若しくは二級建築士又は木造建築士の業務の停止を命ぜられ、又は免許を取り消された者以外の者であることとする。

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。